

地域主権戦略会議（第3回）議事録

1 開催日時 平成22年3月31日（水） 18:10～19:22

2 場所 内閣総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

〔戦略会議〕鳩山由紀夫議長（内閣総理大臣）、原口一博副議長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・総務大臣）、菅直人副総理・財務大臣、平野博文内閣官房長官、仙谷由人内閣府特命担当大臣（国家戦略担当）、枝野幸男内閣府特命担当大臣（行政刷新）、上田清司、北川正恭、北橋健治、小早川光郎、神野直彦、橋下徹、前田正子の各議員
〔政府側〕大塚耕平内閣府副大臣、津村啓介同大臣政務官、松野頼久、松井孝治、瀧野欣彌の各内閣官房副長官、逢坂誠二内閣総理大臣補佐官（司会）

（主な議題）

1 開会

2 義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省回答状況について

3 ひも付き補助金の一括交付金化について

4 国の出先機関の抜本的改革について

5 その他

6 閉会

○ 開会

（原口副議長） それでは、ただ今から「地域主権戦略会議」の第3回会合を開催します。本日は、お忙しい中、御参集を頂き、誠にありがとうございます。

本年夏の「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定に向けて、本日も議員の皆様方には活発な御議論を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

なお、これ以降の会議の進行は、地域主権推進を担当する逢坂総理大臣補佐官にお願い致します。よろしくお願い致します。

（逢坂補佐官） 逢坂です。よろしくお願い致します。

本日の議題は、「義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省の回答状況について」と「ひも付き補助金の一括交付金化について」などです。

なお、地域主権改革の工程表である「原口プラン」については、前回の会議の議論で前倒しをすべきという御指摘が何点かありましたので、改訂したものを本日の参考資料1として改めてお配りしています。後ほど御覧を頂きたいと思っております。

それでは、鳩山議長からごあいさつを頂きます。

（鳩山議長） 御多忙の中、お集まりをいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。地域主権戦略会議が、この国と地域の在り方を根本的に変えるための大変重要な会議であることを皆様方に御理解頂き、非常に張り切って御活動いただいておりますことに、

心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

実は、今日、各課題の状況について原口特命担当大臣から伺ってから、ここにまいりました。皆様方に御努力を頂いていることに感謝を申し上げながら、例えば、義務付け・枠付けの議論については、かなり進んでいるとも思っていますが、まだまだ踏み込みが十分でないところもあると思っています。正にこれは政治主導でないと進まない話ですので、しっかりと踏み込んでもらえるように、なお一層の努力を願いたいと思います。

基礎自治体への権限移譲については、非常に不十分であると申し上げるしかありません。権限をそれぞれの地方自治体、市町村に移譲すべきだというのが私どもの基本的な考え方ですが、農林水産省あるいは環境省などは、権限移譲を行うものはないというゼロ回答を寄せているという状況であり、これでは話にならないと申し上げざるを得ません。いろいろな理屈はあるのかもしれませんが、私どもは、基本的に基礎自治体中心主義というものに則り、補完性の原理に基づいて、この国の在り方を地域主権型に変えていきたいと思っていますので、権限移譲はもっと積極的に行なっていただかなければならないと思います。

一括交付金化についても、ひも付き補助金は基本的になくそうという発想で、だからこそ一括交付金化するということですが、中央集権の方が望ましいということをおっしゃる方もまだいるようです。この件が一番不十分だとも思っており、一括交付金化するものは一つもない、などという発言があったとも聞いています。こういった地域主権改革の発想からほど遠い発想をいまだにお持ちの方がかなりいるということですので、なお一層皆様方のお力を頂いて、政治主導を強化しなければならないと考えているところです。

原口大臣が、「原口プラン」という工程表を作っており、大事なこの国の在り方の議論であるだけに、この工程表に基づいて進めていくよう皆様方の更なる熱心な御討議を心から期待するところです。

なお、今日は、様々役所から来られている方も多いかと思いますが、政治主導で進めさせてもらいます。なぜ無理なのかということではなくて、できる限り地域主権の発想に合わせるように自らの考え方を改めていただきたい。そのことによってのみ、この国は変わると考えていますので、あえて冒頭のあいさつの中で申し上げさせていただきます。

少し長くなりましたが、改めてお運びをくださいました議員の皆様方に重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○ 義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省回答状況について

(逢坂補佐官) ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。時間の関係もありますので、意見交換は、各主査等から一通り報告を行なった後、一括して行うこととしたいと思います。

まず、議題2「義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省の回答状況について」です。

最初に、義務付け・枠付けの見直しの関係について、小早川主査から報告をお願いし

ます。

(小早川議員) それでは、早速ですが、お手元の資料1を御覧ください。

今回、義務付け・枠付けの第2次見直しをしています。ここに各府省からの回答の内容を精査・チェックの上、集計したものがああります。

1ページは、項目ベースで取りまとめたものです。御覧のとおり中ほどに、勧告どおり実施するもの、それから勧告を一部実施するものとあり、両方合わせて見直しを実施するものが計287項目という回答がありました。全項目数は370ですので、その割合は78%となります。

見直し実施率は、各府省によってばらつきがあります。それぞれ括弧に書いてありますが、内閣官房・内閣府、文部科学省あたりの実施率が低い。その一方で、国土交通省は88%の見直しとなっています。また、厚生労働省、農林水産省、環境省も7割以上の見直しをすとなっています。

ただ、このうちの農林水産省、環境省については、細かく見ると、勧告の一部実施の割合が高いということもあり、ほかの府省庁等を含めて、勧告どおりの見直しを再検討してもらうことが必要だと思います。

2ページは、条項ベースで記載しています。

3ページには、現時点で見直しを実施すると回答のあったもののうち、主な例をまとめています。

4ページには、見直しを実施するとの回答がなかった主な例をまとめています。それぞれの回答内容を踏まえていくつかの類型に分類を試みています。最初の左上を御覧いただくと、施策の重要性・緊急性の観点から見直しが困難という趣旨が示されているケースです。DVの防止等に関する計画や、交通安全計画などがこれに該当します。ここに挙げているものには、内閣府所管のものが多くあり、内閣府の見直し実施率が低いと先ほど申し上げたことは、このようなものを所管しているということと関係します。そのほか、ここに整理したようないくつかの観点から、見直しが困難であるという趣旨の回答が各府省から寄せられています。

ただし、○に掲げている観点は、実はかつての地方分権改革推進委員会の勧告においても既に十分考慮した上で見直し措置をお願いしているものであることに御留意いただきたいと思います。ですから、今回、こうした各府省の主張はありますが、それを超えて、先ほどの勧告の一部実施とされているものも含めて、ぎりぎりのところまで再検討をお願いする必要があります。

地域主権改革の重要課題である義務付け・枠付けの見直しですが、今、行っている第2次見直しについて、先ほど総理からお言葉がありましたように、政治主導の下で強力に進めていきたいと存じます。以上です。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。次に、関連して「義務付け・枠付けに関する国庫補助負担金の調査結果」について、私から説明をさせていただきます。

参考資料3を御覧ください。本件については、前回の会議で、義務付け・枠付けに関連する補助金について御質問を頂いたことに関して、関係府省に照会し、回答のあった内容を取りまとめたものです。調査対象については、資料の末尾に調査要領として書いてあるとおりです。御参考にしていただきたいと思います。

次に、「基礎自治体への権限移譲の回答状況」について、前田主査からお願いします。(前田議員) それでは、私の方から「基礎自治体への権限移譲についての回答状況」について御報告申し上げます。

先ほど、総理からも力強いお言葉を頂きました。住民の暮らしの改善につながる権限移譲ですが、非常に低い回答状況で、項目ベースで見ると、厚生労働省や農林水産省、国土交通省、環境省など非常に低く、全府省庁等で平均をとっても、29項目、35%となっています。

次のページを見ていただくと、条項ベースで見ると384の検討対象のうち99項目、わずか26%の回答ということで、野球の打率に近いものです。昨年のイチローの打率が3割5分2厘ですので、条項ベースの2分6厘では2軍落ちということです。「原口プラン」では、第1次勧告の具現化も100%で出していますので、非常に厳しい、恥ずかしい結果になっています。

現政権は、総理のごあいさつにもありましたように、基礎自治体を重視し、人々の暮らしを守る行政を実現し、住民中心の行政を実現するために権限移譲を行なうこととしています。この鋭いメッセージが皆さんに伝わっていないということが、この現状から窺えます。

続いて3ページには、移譲が可能な項目を挙げています。

最後の4ページには、移譲が困難との回答があったものの主な例を挙げています。移譲が困難と回答した府省庁等の懸念としては、「専門性に欠ける」、「効率性がなくなる」、「広域性が必要である」などがあります。いろいろ項目が挙げられていますが、実は、移譲困難とされた項目だけではなくて、第1次勧告で提言された項目のほとんどは、事務処理特例によってこれまで権限移譲の実績があるものです。実際、今ここに知事がおられる埼玉県、大阪府でも市への権限移譲は進んでいて、ほとんどのもので移譲の実績があり、どのように移譲すればスムーズに行うことができるかというノウハウも蓄積しており、府省庁等の「専門性」や「効率性に欠ける」という理屈は、正当性がないものになっています。このような状況を踏まえて、私から提案を申し上げたいと思います。

お手元に『『補完性の原則』の徹底を』という2枚紙をお配りしています。今回の地域主権改革の一番の眼目は、何よりも「補完性の原則」という言葉です。これは、住民に身近なすべての事務を市町村で処理できるようにするべきであるということです。なぜそれが必要かということは、前回の会議で申し上げましたが、例えば、ソフトの福祉サービスとハードのまちづくりの融合によって、更により良い住民のまちづくりができ、暮らしを支えることができるのに、国から降りてくる政策はすべて細切れで縦割りです。現実には、この細切れ、縦割りの政策をどのように統合して、一人ひとりの生活を守るかという状況判断があり、基礎自治体がトータルでサービスを担えない実態は、非常にじくじたる思いがあります。

住民のために必要なサービスを即断、即決で実施し、住民のために細切れではなく、トータルでサービスを実施するために、まずは住民に身近な市町村に権限を集約することが基本です。万が一市町村ができないことに関しては、都道府県や国に補完するというのが「補完性の原則」であり、まずはすべての権限を市町村に移譲するという原則として、そこからスタートしていただければと思います。

都道府県の仕事は、実際に必要な仕事もあれば、現実的には市町村の基礎自治体が担っていて二階建て部分になっている仕事もあります。権限移譲を進めることによって、都道府県の行政コストも随分削減されて、この財政難の折、必要な財源を必要なサービスにより効率的に配分することも権限移譲によってできると思います。

2枚目を御覧ください。権限移譲に関する各府省庁等の懸念として「専門性」や「広域性」や「効率性」が挙がっていますが、一番省庁側が言っているのは、市町村の事務処理能力に対する懸念です。しかし、これに対しても2つの視点を持てば可能であると考えています。

視点1を御覧ください。自治体間連携により、小規模自治体などでも事務処理が可能になるという例です。例えば、まちづくり関係の事務であれば、担当課を共同で設置し、身体障害者手帳の交付などについては、社会保障審議会を共同で設置し、砂利採取計画の認可なども、周辺の大い市へ事務委託するという事で、市町村がお互いの力を利用し合い、助け合うことによって実現することもできます。

視点2は、欠かせないことですが、権限移譲するという決意の下に、国や都道府県が十分な支援を行うことです。国が、各省横断的な連絡会議を設置したり、適切な財源措置を行うことも必要だと思います。都道府県では、先ほど申し上げたように、埼玉県、大阪府で先進事例もあり、広島県などは非常に小さい市へも権限移譲を行っています。どのように円滑に引き継ぎを行うか、どのように市町村の職員への研修を行うか、また、どのように都道府県の職員の派遣を行うか、などのノウハウも大分蓄積されているので、全体的な支援体制の構築が可能です。これに関しては、既に全国知事会でも支援を表明していますので、法律で国や都道府県の権限移譲の支援を定めるということも必要ではないかと思っています。住民を主人公にした行政を実現するために、国、都道府県、市町村挙げて、協力し合って実現への道筋をつくるということが重要です。

また、どうしても小さな市町村で処理することが難しいということであれば、逆に都道府県が市町村から事務委託を受けるということも現行制度では可能です。

繰り返しになりますが、この地域主権戦略会議の最初の会議で皆さんに御賛同をいただいた「原口プラン」では、第1次勧告を具体化し、夏の地域主権戦略大綱に盛り込むことになっています。成果ははっきりとした数字で出ますので、このような打率のような低い実現率では、困ります。原口プランは国民への約束であり、市民、住民、国民の注目が集まっていますので、是非とも政治主導の下で、さらなる権限移譲の実現に御協力をお願いしたいと思います。

○ ひも付き補助金の一括交付金について

(逢坂補佐官) ありがとうございます。次に議題の3「ひも付き補助金の一括交付金化」について、神野主査からお願いします。

(神野議員) それでは、私から一括交付金化制度化の進捗状況について御報告します。

資料3-1を御覧ください。先ほど総理にもお触れいただきましたが、私どもワーキンググループでは、まず、各府省庁等からのヒアリングを実施するという方針の下で、3月16日と18日に関係10府省からヒアリングをしています。ヒアリングでは各府省庁等から3点について御説明と御意見を頂戴することにしました。第1点は、各府省庁

等の補助金の現状、第2点は、これまでの交付金化などへの取組、第3点は、前回の地域主権戦略会議に提出した一括交付金の制度化に向けた基本的論点に対する各府省の考え方をお尋ねしました。

各関係府省から述べられた一括交付金化に関する主要な意見をまとめたものが、資料3-1です。先ほど、総理から、要点については適切に御指摘いただきましたが、その上で資料3-2を御覧いただければと思います。

資料3-2は、各府省庁等から寄せられた意見を、前回地域戦略会議に提出した基本的論点の柱立てに沿ってまとめたものであり、一括交付金化に係るヒアリングにおける関係府省の意見の整理です。資料中に四角で囲んであるところが、前回お示しした論点整理の文章です。3枚目を見ていただくと、一括交付金の対象としてどういう補助金を廃止対象とするか、それから、括り方のイメージとして社会保障、義務教育などの分野を右側に取り、左側に経常投資を取り、さらに経常を現金給付と保険とサービスに整理したらどうか、という御提案をしながらまとめたものです。

資料3-2をもう一度見ていただくと、1. は、「一括交付金の対象として廃止する『ひも付き補助金』の範囲」です。これについて各省から寄せられた意見は、可能な限り廃止の対象となるひも付きの範囲を狭くしていく、というものです。読んでいただくと、「一括交付金化になじまない補助金などの類型を整理すべき」ということが指摘されていて、「国が責任を持って取り組むべき重要な施策」、「国が地方自治体に対して「目に見える形」で交付することが必要なもの」、「地方の自由度の向上につながりにくい義務的な性格を有する経費」、「時間や金額や場所に偏りのある補助金」、それから「災害関係予算等」と、かなりのものがここに入ってしまう。

2. は、「一括交付金の制度設計」、つまり、どうやって一括交付金をデザインするかということについて御意見をお伺いしました。

まず、(1)の一括交付金を括る場合にどういう括り方をするかについては、大きく言えば全部一つにしてしまうという意見があります。また、幾つかに交付金を分けるとする場合、経常的な補助金と資本的な補助金とに分けるのか、それとも、政策分野別に分けるのか聞いたところ、正反対の意見が出されました。まず、最初の意見は、投資的経費と経常的経費は別々に区分する必要があるという意見です。2つ目は、投資的経費と経常的経費の区分というのは、機械的でなじまないという意見です。3番目は、自由度を高める観点からできるだけ大括りにしろという意見です。4番目は、政策分野別に区分をする必要があるという意見です。最後の意見は、政策分野を超えて大括りにすると、一括化によって流用の自由などのメリットがあるのに比較して、関係部署との調整の複雑化などの事務負担が増大するという観点からも慎重な検討が必要だという意見です。

(2)は、交付金の総額や配分をどうするか、また、地方の自由度の拡大と国の関わりについてどういう意見があるかということをお伺いしました。ここでの意見について、これまでのひも付き補助金の性格を大きく変えない方がいいという意見であるとまとめていいのではないかと思います。2番目の意見を見ていただいても、「具体的な事業のニーズに基づき、必要な地域に、必要なタイミングで、必要な額の資金が配分される仕組みを確保する必要がある」と、これもあまり変わりません。

それから、(3)の2番目を見ていただくと、事後に関する関与は不可欠だという意見

が出されているので、あまりこれまでのひも付き補助金から激変するようなデザインをするべきではないという意見が多く出されたということが印象的です。

以上のような各府省庁等から出された意見を念頭に置きながらも、一括交付金の制度設計をこれから精力的に進めていきたいと思っています。

来月は、地方側からのヒアリングを受ける予定ですので、このヒアリングの結果についても、次回の戦略会議で御報告させていただきたいと思っています。以上です。

○ 国の出先機関の抜本的改革について

(逢坂補佐官) どうもありがとうございました。それでは、次に議題4に関連して、全国知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトチームのリーダーでもあります、上田議員から全国知事会の動向について簡潔に御報告をお願いします。

(上田議員) 全国知事会では、昨年11月19日に、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームを発足させて会議を重ねてきて、この度、中間報告をまとめました。

中間報告では、事務の仕分けについて、基本的に地方に移管すべきものと、廃止や民営化すべきもの、国に残すべきものの3つに分けて、特に仕分けに当たっては、国に残す事務を極限化して、地方にできることは地方に移管するという基本的な考え方に立って行いました。一方で、受入体制等が密接に関連する仕分けや、真に地方が担うべきか否かの議論の余地がある仕分けについては、その課題を明示した上で、今後の検討課題として残しています。

中間報告への対応ですが、地域主権戦略会議においても、国の出先機関原則廃止に関する基本的な考え方や論点についての協議がスタートしますが、この中間報告を調査審議のスタートラインにさせていただければありがたいと思っています。全国知事会も6月を目途に最終報告をしたいと思っており、この間に、北川主査からヒアリングなどを受けながら、合わせて整理していきたいと考えています。

限られた時間ですので、細かい話は避けませんが、基本的にはできるだけ事務・権限を受け取る。考え方としては、地方自治体の中には三位一体改革で財源が減らされたという後遺症が残っていますので、財源を気にする自治体が多いですが、基本的には財源は後から付いてくるものだと思わない限り先に進まない。それから、道州制などの議論はありますが、それは別にさせていただいて、現行の制度を前提にして、地方ができるだけ受け取るという考え方を取っています。

受皿については、それぞれできるところからやっていくという形を取らせていただきたいと思います。例えば広域連合、協議会あるいは特区など色々な形で先行して事例を作っていきたいと考えていますので、地域主権戦略会議の中でもバックアップをお願いできればと思っています。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。それでは、今の件について、担当の北川主査から何かありますか。

(北川議員) この中間報告を一つの契機にして、全国知事会だけでなく、全国市長会や、全国町村会あるいは各議長会からも意見を伺っていきたいと考えています。それと並行して、現在、各府省に意見の照会をしていますので、努力していきたいと思っております。国の仕組みを変え、役割の違いを明確にするということですから、当然、出先機関の廃

止は「大義と理念」に基づいてやらなければいけないと思っています。

一方で、マネージメントの世界で、手挙げ方式でいくなれば、これは正に「新しい公共」で、失礼ながら地方の覚悟も問うていかなければいけませんから、私のところは都道府県単独でも受けたいというところがあれば、どんどん進めていく。あるいは広域連携を通じて受皿をつくっていくという場合には、ぜひそういうことも促しながらやっていく。大義と理念を大切にしながら実効あらしめるために、具体性のあることで引っ張るという手法も合わせて考えていきたいと思います。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。それでは全体を通じての意見交換に入りたいと思いますが、今日は19時10分を目途に、総理から最後のごあいさつをいただくことになっています。限られた時間ですが、その中で意見交換をしたいと思います。

まず最初に、今日は「義務付け・枠付けの見直し」と「基礎自治体の権限移譲」について集中して御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(橋下議員) 先ほどの総理の言葉には、大変心強さを感じました。各府省庁等がこれから抵抗に入ると思いますので、ぜひ政治主導で動かしていただきたいと思います。

まず、権限移譲についてです。資料2-1で前田主査が先ほど出された検討対象の82については、全部、絶対に移譲できます。地方自治体サイドから見れば絶対にできます。大阪府の資料の2、3ページを御覧ください。今、前田主査が検討している82の対象というのは、地方分権改革推進委員会の第1次勧告のものですね。私は、知事に就任した直後から、第1次勧告分だけではまだ物足りないということで、特例市分の権限もひっくるめて全部、できれば中核市並みにまで移したいという思いがありました。ただ、法令の改正がないとどうしても都道府県単独では移せないというものが、この第1次勧告の82のうち22あります。そこでまず第1次勧告分の60と、それから特例市権限の分26を合わせて86の事務・権限を何とか移してくれということで、知事直轄の正に地域主権戦略会議の小型版のような分権の推進チームをつくり、大号令を掛けました。

そうすると、結論としては、3年間で提示したものの75%の事務が移譲できるという見通しが立ちました。残りの25%はどうかというと、受入先の人員体制の問題や、財源の問題が解決していないので、これはまだ完全に決着はついていないのですが、受入先の体制が整えば、100%移譲できます。

また、大阪府でやっているこの取組は、先ほど申し上げた法令の改正が必要な22を外していますが、これも法令の改正があればできます。特に、教育委員会の事務については、法令の改正がなくても移せと号令を掛けたところ、教育委員会から、職員の給料負担分が都道府県にありますので、人事権などと同時にワンセットでないと移せないという抵抗があったのですが、もう切り離してやれということで、これも春から進めていきます。ですからやろうと思えば100%進んでいきます。

恐らく全国の市町村からは、大阪府の基礎自治体だから受け入れられるのではないかとされるかもしれませんが。大阪府の都市部の基礎自治体と地方部の基礎自治体が違うということは、府省庁等の権限移譲させないための理屈としても出てくるのですが、3ページの下のところを見ていただくと、大阪府の中でも、特に豊能地域の豊能町、能勢町というところは、人口で1万2,600人、2万3,000人の町です。こうした基礎自治体が広域連携をつくり、右のような共同処理センターをつくっています。大阪府にある町

は平均では 75%の移譲なのですが、この町は共同処理をすることによって、92%、88%という大阪でもトップの事務の受入率になっています。ですから、受入体制の問題は、今の体制の中でも広域連携をして、こちら側が移しますということさえ言えば、市町村はきちんとやります。

ただ、その中で、「国と地方の協議の場」ではないですが、2ページの真ん中に書いてあるとおり、私も、協議段階で「市町村との協議の場」というものを設けました。そこで特別の財政措置、交付金や事務的なサポートをやりながら、今のところ、第1次勧告分と特例市並みの26を加えた75%を3年間で移譲できるような取組になっています。さらに、これに先ほど言った教育委員会の分等についても、これから春にまたもう一度号令をかけようと思っていますので、これは絶対にできます。前田主査の御報告にあったとおり、府省庁等は、専門性、広域性、効率性というキーワードでできないと言っていますが、しかし、大阪府ではできますし、やれますので、受入先の体制のフォローさえやれば、絶対にできると確信しています。

次に、義務付け・枠付けについてです。大阪府の資料の5ページを御覧ください。実は、原口大臣にお聞きしたかったのは、1回目の見直しで地方要望分の104条項について、色々府省庁等の抵抗があって、勧告どおり実施が36、特に実施困難が34となっていますが、これで決着がついてしまったのかどうかというところが非常に心配です。

大阪府の資料の6ページを開いていただくと、条項数だけでいくと、数が非常に多く、見直しが進んでいるように思われがちですが、一番地方自治体にとって欲しいものは何かと言えば、施設公物設置管理の基準です。要は、基礎自治体が自由に福祉サービスを展開するために必要な部分は、文部科学省と厚生労働省のaのところであり、今回の見直しでは、その地方自治体の一番欲しいところが少ない。

はっきり言わせていただいて、数は多いが地方自治体によってはどうでもいようなものばかりがきて、一番肝心のところが来ない。今のような事項数で数えるやり方だとそういうところがごまかされてしまうということがあります。

もう一度大阪府の資料の5ページを見ていただくと、公物や施設の設置管理基準として、保育所の設置基準にしても、学校の設置基準にしても、保育所の廊下の幅等の基準だけを開放して、一番欲しい面積基準や保育士の配置基準には踏み込まないで、今は周囲の部分だけで話が進んでいます。ぜひこれは再点検してほしい。地方分権改革推進委員会は、できるということであれだけの議論を踏まえてやっているわけです。府省庁等からは色々な理由は出されると思いますが、絶対に理由にならないと思っています。コアの部分はどうしても欲しいと思います。大阪府の資料の8ページですが、まず、104条項については再度検討して完全実施、残りの部分についても条項数だけではなく、本当に地方の欲しいもの、地方に委ねて地域主権にかなうものにターゲットを絞って、数にとらわれない義務付け・枠付けの見直しをやっていただきたいと思っています。

会議の前に逢坂補佐官とも少し議論をさせてもらったのですが、個別に義務付け・枠付けの廃止の検討をやっても、一体どれだけ時間がかかるか分からない。話を進めていくためには、私は、一般上書き権というものを認める段階に来ているのではないかと思います。前田主査が「補完性の原則」ということを言われていますが、今行っている作業は、現行制度の下で、今の府省庁等の土俵に乗っかって、個別に義務付け・枠付けの

廃止を検討して、地方に与えるかどうかという検討をしています。しかし、本当に「補完性の原則」というのであれば、まず地方側に「上書き権」というものを渡した上で、菅副総理が前回の会議の中で、まず国のやるべき仕事というものに先に枠をはめるべきではないかとおっしゃったその視点、つまり逆転の発想でいくべきではないか。まず地方にゆだねて、個別に国が何をやるべきかというところを決めていく作業をやらないと、各府省庁等と義務付け・枠付けの廃止の議論をしていてもなかなか進まない。上書き権の問題については、憲法の体系に沿っているのかどうかというところはあるかと思いますが、西尾勝先生が、「地方政府基本法」に上位法といった位置付けを与えて、そこに一般上書き権を付与すれば憲法体系にも合うのではないかという御見解も出されています。発想を変えて、まずは地方にゆだねて、国の方が個別に、何を国がやらなければいけないのか、国が関与しなければいけないのかを議論するという発想にならないと、なかなか突破できないのではないかと思います。

出先機関改革については、受皿論があり、都道府県をまたがる事務については、現行の制度では広域連合を使っていかなければなりません。関西でも関東でも動き出していますが、広域連合をつくれればこういう権限は渡すという方針を出してもらえると、広域連合もより進んでいくのではないかと考えています。関西広域連合では、出先機関の事務をまず受け入れるということをターゲットにしようという掛け声をかけており、今、そういう方向で動いていますので、国サイドからも都道府県にまたがるような事務は広域連合に渡すという方向性を出してもらえれば、更に改革が加速するのではないかと考えています。以上です。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。それでは、上田議員からお願いします。

(上田議員) 今、橋下議員が言われたことが基本ですが、閣僚の皆様方に、基礎自治体への権限移譲についての具体的な分かりやすい事例を2～3紹介したいと思います。

例えば、埼玉県で違反広告物の簡易除去が、平成17年度に47万4,000件ありましたが、市町村に権限移譲したところ、市町村で迅速に対応できるようになったので、20万件に減りました。2分の1以下になった。大都市圏は違反広告物が多いですから、通報があればすぐにできる。

それから、未熟児の訪問指導は都道府県の仕事となっていますが、新生児の訪問指導を行っているのは市町村であり、未熟児なのかそうではないのかで分ける必要は全くない。こういうことも移譲すれば簡単なことだと思います。

あるいは広域的な事務の連携の事例ですが、秩父市とその周辺の町で、秩父市が他の4町のパスポートに関する事務を事務委託を受ける形で引き受けました。結果的に、先ほど橋下議員も御紹介されましたが、弱い町は中心地の市に事務の委託をするという形で、共同体ができるという事例が埼玉でもあるということを報告したいと思います。

もう一つ義務付け・枠付けの見直しですが、埼玉県の資料として出していますが、介護保険制度なども、ぜひ見直しをしていただきたい。5ページを見ていただくと、10年経ったので、埼玉県は、今、要介護認定制度の簡素化の提案をしています。現行は、**要介護1から5のほか**要支援1と2があり、実質的には7つに仕分けしなければいけないため、埼玉県で言えば、年間20万件この仕分けをしなければならず、相当な手間がかかり、なかなか丁寧にやれないので雑になる。しかも40日ほどかかるので、もしこれ

を単純に、軽度か重度かという2段階ぐらいに分けてしまえば、40日が10日程度になるでしょうし、埼玉県でも10億円ぐらいの経費削減になると予測しています。では、みんな重度の方に仕分けされたらどうするのかということですが、当然利用者も費用がかかるので、それぞれが必要なサービスはそれぞれが決めるという形で、うまくいくのではないかと私たちは思っています。こうした部分なども、特区あるいは何らかの形で先行事例をすることによって、画期的に介護保険制度も中身が変わっていくのではないかと提言しています。

そのほかについては、時間がありませんので、資料の提出にとどめたいと思います。
(逢坂補佐官) ありがとうございます。お二人の知事からの、現場の非常に力強い、説得力のある発言だったと思います。私も22年間地方自治の現場にいましたので、今のお二人の発言というのは誠にもって同感と思っています。

それでは、このほか何か義務付け・枠付け、権限移譲に関してありますでしょうか。
(小早川議員) 今、お二方から義務付け・枠付けの関連で御発言がありました。この作業をやっていて感じるのは、最終的には物の考え方、常識を転換するというところだと思います。今まで、事務は地方自治体にやらせるが基準は国が決めるということが当たり前のようになっていた。地方でも基準を決められるというのなら、それを証明して見ろということになるわけです。ですが、実はそこがおかしくて、実際にやるところが、やりながら基準をよりよくしていけばよいので、それが当たり前になることが目標だと思います。

問題はそこに行くまでの道筋ですが、今までやってきたのは、最初は1万の法律からだんだん絞り込んでいったというやり方です。橋下知事にもそれは評価していただいていますし、しかし、それでは限界があるだろうということで、その感覚は非常によく分かりますし、もっともです。他方で、一般的上書き権の問題は地方分権改革推進委員会でも随分検討しました。おっしゃるような憲法問題もあれば、今の仕組みで言うと、各省が個別法に何か書いてしまったら、それはどうしようもないという問題もあります。

御指摘の西尾勝氏が地方行財政検討会議で出された案を、私も拝見しました。西尾先生は非常に強い決意で言っておられるのですが、西尾先生御自身が、あれは本当に法的に可能なのかということに、正直なところ、まだ確信を持っていないというところもあるようで、ここはいろいろ議論を重ねていかなければならないと思っています。

目下のところは、最初申したように、常識を変えていこうという目標の下で、個別に一つ一つやっていますが、これから先のことは、また改めて議論したいと思います。
(逢坂補佐官) それでは、義務付け・枠付け権限移譲については様々出てまいりましたが、そのほかも含めて、どうぞ。

(橋下議員) 権限移譲についてですが、前田主査が出された資料2-1の4ページで移譲が困難となっているものですが、これは先ほどの話のとおり、こうなっていますが、大阪府では、法令で移譲するのではなくて、今の現行の制度の中で、移譲が困難との回答があったものもほとんど移譲をやっていきます。だから、できています。市町村側の受入れの方も、先ほど言いました町のような例も、大阪府の中に幾つもありますので、そこは広域連携をやりながらやっています。

特に今、私がターゲットに置いているのは文科省の教育の色々な権限なのですが、放

っておいたら教育委員会が全く動いていなかったのので、この間も大号令をかけて、都道府県の職員の給与負担の部分と権限の部分を切り離して、権限の部分だけ移譲するという事で、市町村の広域連携をつくらせて、今、移譲に取り掛かっています。

特に人事権の問題については、全国知事会などでも人事権の移譲はあまり好ましくないという意見です。市町村では教員を採用できないし、市町村であれば広域の配置転換もできないという理由で、全国知事会自らが否定的なところなのですが、基礎自治体に広域連携を組ませれば、中核市以外にも移せるという事例をつくりたいという思いで、この春からやっていきます。府省庁等はこれだけ移譲が困難という回答をしていますし、また大阪府庁でも各部局がみんな無理だと言っていたのですが、結局はできますので、絶対にこれは進めていただきたいと思います。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。それではそのほかのことも含めて、皆様から御意見をお願いします。

(仙谷大臣) この戦略会議のミッションと権限とを再確認しておいた方がよいと思います。なぜなら、勧告は、内閣に対する勧告であり、義務付け・枠付けの見直しも内閣に対する勧告であったわけです。今日出てきている議論も、内閣として、各府省庁等に対して、このような勧告があったから、このように対応してくださいということで、省庁間折衝や調整という話になっているわけです。しかし、各府省庁等が受け入れないという抵抗する場合、この戦略会議では何をするのか。この会議で、各府省庁等の言い分は駄目だと決めて、法改正をしたり、権限をなくしたりということが出来るはずです。つまり勧告としては、こんなものを権限移譲しないのはふざけているという話で、多数決ではなく、そもそも成り立っている部分もかなりあると思うのです。この議論の中のこれはこうしましょう、ということこそそろそろ決めていかないと、いつまでも折衝や交渉をやっていたら、「日暮れてなお道遠し」のようになってしまうのではないかと思います。そのようなミッションを持った会議であるということを確認して進めた方がいいと思います。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。賛成の声が上がっています。

(北川議員) しかし、政務官が反対したことについて、どうするかという議論がされないといけません。元気のいいことはいいが、実際に理屈立ててやらないと。政務官が本当に全員反対だったのなら、これをどうするかという議論はきちんとしないといけない。ここで責任を持ってやりましょうということで、先に大臣とか政務官を一度やるべきだということを言わないと、逆に空論になってしまう場合があるということをお心配します。

(橋下議員) 国の府省庁等と大阪府庁は全然規模も違いますが、ただ、権限移譲をするときには、各部長は、各部局の組織を抱えていますので、私からは言えないと言います。やりたいが言えないので、外から言ってほしいと。ほとんどがそうなのです。

教育委員会についても、人事権の移譲を迫ったときに、教育長も私からは言えないと言いました。けれど方向性はいいので、大阪府で別につくっている戦略本部という場で方針を出してやってくれということと言われるのです。

ですから、政務官を始め、役所の組織に入ってしまうと、実際に物事を進めていくときに、難しいところがあるということだと思っております。

(北川議員) だから、マネージメントを考えて、戦略を立ててやりましょうということ

です。まずそこを決めておかないといけませんね。現実も見ないと。夏に「地域主権戦略大綱」を定めるのですから、そう思います。

(逢坂補佐官) それでは、予定の時間が来ていますので、総理からごあいさつを頂きます。まだ時間に若干余裕がありますので、もし、お残りいただける方は更に御議論いただければと思います。

(鳩山議長) ある意味、そこまで踏み込まないといけないのかもしれませんが、大変白熱した議論を頂いたことに感謝申し上げます。

大阪の橋下知事、埼玉の上田知事が大変頑張っておられ、非常に御努力されておられることに、感謝をしたいと思っています。皆さん方がそういう先進的な例を示しておられ、現実に行っているわけですから、国が抵抗をするような話でもないわけで、なぜ政務官を含めて、役所の中で、ここまで抵抗が強いかということは、私としても反省をしなければならぬと思っています。これは必ずやるという強い信念で行動していますだけに、その思いは今日も皆さん方と共有させていただいたと思っています。

原口大臣の強い使命感で、ここまで進めてまいりました。まだまだ足りないという思いを強く感じただけに、更に今まで以上に加速度を付けて、開かなければならないところを思い切って開いて、考え方を考えさせていかなければならぬと、改めて強く感じた次第です。

今、お話がありましたように、夏目途に地域主権戦略大綱を策定します。それまでに、それぞれのまだ難しさが残っているところもクリアしていただけるように、最善の努力をしようではありませんか。そのことをまず誓い合いたいと思います。改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

(逢坂補佐官) これで総理は退席となります。総理、どうもありがとうございました。

(鳩山議長、菅副総理・財務大臣退室)

(原口副議長) 「見える化」をしたいということで、出先機関改革についても、枝野大臣と話をし、北川主査とも、事業仕分けの手法やもっと違う理念から発した別のやり方を、昨日も御議論をさせていただいたところです。見える化をしないと駄目ですし、各省のヒアリングについても、公開しないから何でも言ってくれと言っても、足踏みする話しかありませんので、すべて公開しながら、なぜできないかという理由を突破していくことが大事だと思っています。

(橋下議員) 先ほど仙谷大臣がおっしゃいましたが、この会議の性質という問題もあると思います。大阪府でやったときも同じ議論があり、各市町村で差ができるのではないかと、専門的な部分はどうか、という話になったのです。そのときに、大阪府の役割は何なのかという議論からスタートしました。各市町村で差を認めてもいいのかどうかについては、それも有りだということになりましたし、体制についてはフォローしながらやりますが、体制を気にして移譲しないということはない。そうすると、国の役割や地方の役割は、指針をつくらないと、府省庁等があの手、この手で理由を付けてきます。結局は、「国のかたち」の議論になってくると思うのですが、その指針がないと、各府省庁等が好き勝手な理由を付けてきます。

(津村政務官) 本日席上に着いている唯一人の大臣政務官として、お話をさせていただきたいと思います。実は、先ほど北川議員がおっしゃった点は、昨年末の閣議決定をま

とめる際に、政務官折衝とか、あるいは副大臣折衝。政務官折衝は、私が義務付け・枠付けをなくしようということで各省を回りましたし、副大臣にも大変汗をかいていただいた中で、最初の案よりは、実はこれでも大分進みました。第一次回答よりは大分進み、目の前で他省の副大臣や政務官に御決断いただいたケースもたくさんあって、政治主導の一端を垣間見る部分だったのですが、確かに、おっしゃるように、事務方も大変な努力をして大変な説明をしてくる。閣議そのほかトップダウンの御指示もある中で、なかなか隔々まで上からの御指示が行き届かなかった。私たち政務官レベルでそれをうまくマネジメントできなかったという問題があると思いますので、今回、この会議の位置付けの話も仙谷大臣からありましたが、改めて強いメッセージを総理や大臣あるいはこの会議から出していただければ、各省の政務官と私も横の連携をしながら更に努力をしていきたいと思えます。

(枝野大臣) 北川議員が御心配をされているように、政治的な段取りの持っていき方を戦略的に立てなければならぬと思うのと、一方で、仙谷大臣がおっしゃったように、ここで決めるのだという強いメッセージが出ることと両合わせだと思えます。

それから、仕分け的手法についても同じような話だと思っています。事業仕分けを担当している側としては、公開という場は非常に有効に使えると思っているのですが、事業仕分けはみなさんの御想像以上に、前の準備段階でものすごいエネルギーを使っています。公開でやりさえすればうまくいくというわけではありませんので、どのタイミングでどういうことについて公開の場でやるのがいいのかということは、原口大臣と相談をさせていただきながらと思っています。

それから、一括交付金の話ですが、野党時代に地方分権調査会の責任者をやったときに、交付金についてもいろいろと議論しましたが、経常経費と投資経費を分ける話をどう考えるのかということは、おそらく現金給付や保険をどう考えるのかという話とパッケージだと思えます。実は、そのときの発想は、現金給付や保険は、地方における個性の問題とは関係ないので、国が一律に責任を持ってやるが、例えば生活保護については、やはり現場に近いところで認定をした方がいいのではないかというものです。しかし、生活保護の財源自体は、国が責任を持ってやりますから、これが切り離されると、例えば、学校の先生の給料と学校の建物を直すのが経常と投資で別ということではないという結論に収斂するのではないかと思っていました。ぜひ参考にいただければと思います。

それから、例えば義務教育の国庫負担金を一括交付金化するときには、裏負担の地方交付税の話とパッケージにしないと、負担金だけは一括交付金化されるが、裏負担の方は交付税のまま、という訳の分からない話になるのではないかと、今日話を聞きながら、気になりました。

(大塚副大臣) 先ほど津村大臣政務官が言った昨年末の義務付け・枠付けのヒアリングについては、アウトプットが途中から出ましたが、最近行った一括交付金のヒアリングは、神野主査と私も一緒にやったのですが、耳を疑うばかりの状況だったのは事実です。

大臣政務官の皆さんが、役所の皆さんを大量に引き連れて説明に来るのですが、一度、政務官や副大臣にバックベンチなしで来ていただいて、先生たちの前でいろいろ議論をするという場があれば、多分違う答えが出てくるはずだと思います。義務付け・枠付けはおつ

しゃるとおりでしたが、一括交付金の1回目のヒアリングは、率直に言うと、大変びっくりしましたので、やり方について神野主査と工夫をしたいと思います。

○ 副議長あいさつと閉会

(逢坂補佐官) それでは、時間も迫ってきていますので、原口大臣からあいさつをお願いします。

(原口副議長) 本当に今日は、大変中身の濃い御議論をありがとうございます。また、それぞれの見地から大変な御努力をくださりまして、ありがとうございます。

地域主権戦略会議のミッションですが、交渉ではありません。決めるのはここです。ですから各府省庁等にそれぞれの意見があるのは当たり前のことですが、仙谷大臣が行政刷新会議担当だったときにされたように、仕分けで言えば、最後は行政刷新会議が判定する。ボードが決定するわけです。ボードが決めるのであって、各府省庁にその権限があるのではないということだけは、はっきり認識を持っておいていただきたい。その間で、どんなに抵抗しようが、やるものはやるのだという決意で前に進めてまいりたいと思います。今日は、本当にありがとうございました。

(逢坂補佐官) 皆様ありがとうございました。

次回会合は、4月の下旬を予定しています。一括交付金化と出先機関改革などについて御議論を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

(以上)